

維持管理に関する計画

1. 環境モニタリング計画
2. 施設の維持管理

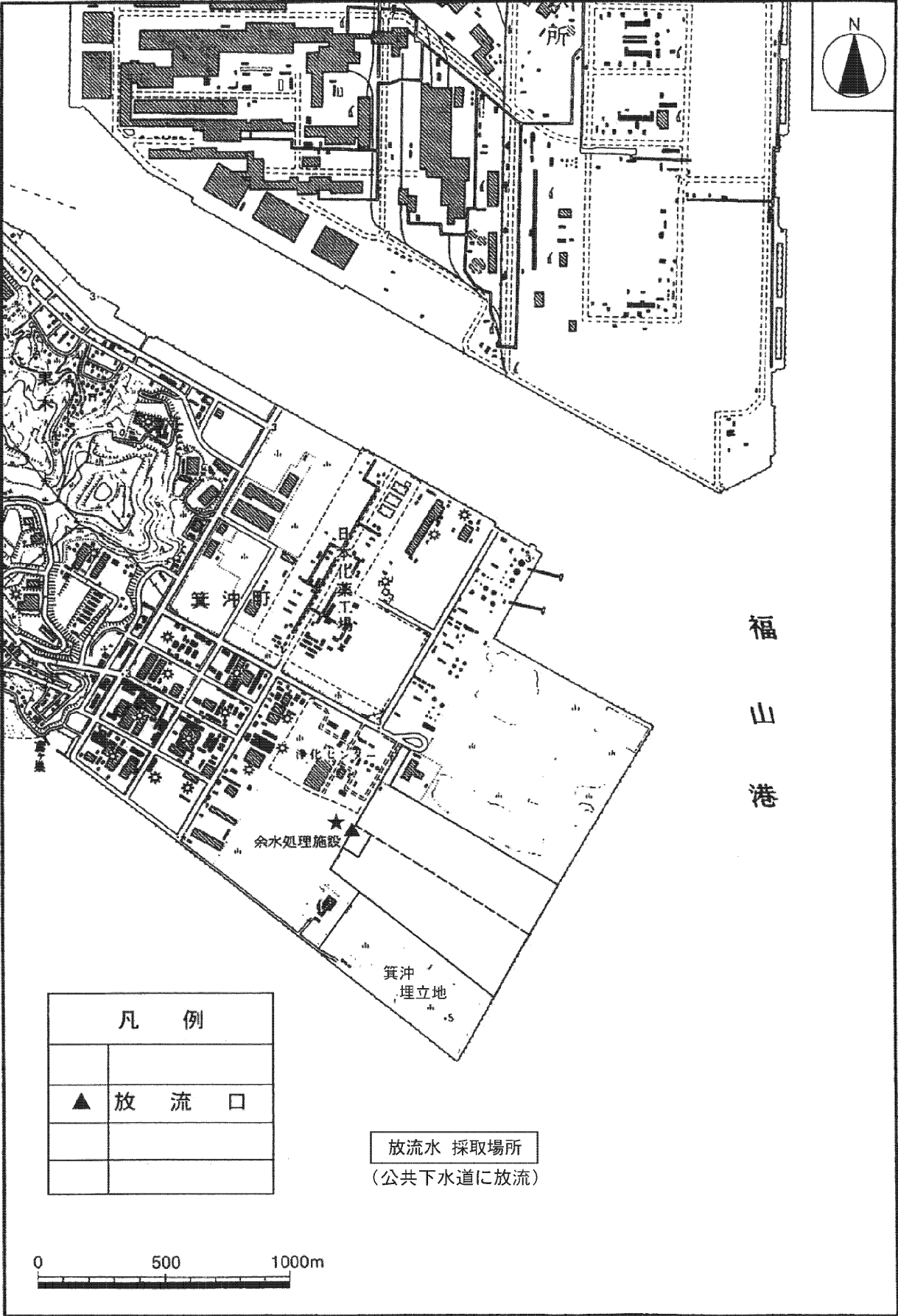
1. 環境モニタリング計画

本処分場は現在も供用中であり、適切な維持管理を行っている。従って、今後も周辺環境への影響を把握するために、現行の維持管理項目としている「水質」について継続調査を行うこととする。

モニタリング調査内容は表-1、調査位置は図 〇〇 に示す。

表-1 調査内容

調査項目	調査地点	地点数
水質	放流口 (下水道放流)	1



災害防止のための計画

1. 飛散及び流出の防止に関する事項
2. 公共の水域及び地下水の汚染の防止に関する事項
3. 火災の発生の防止に関する事項
4. その他災害防止に関する事項

1. 飛散及び流出の防止に関する事項

- ・飛散の防止については、中間及び最上層に覆土を行い、飛散を防止する（表－3 参照）。また、新たに設置する土堰堤は、埋立廃棄物等の飛散及び流出の防止を行うものである。

2. 公共の水域及び地下水の汚染の防止に関する事項

- ・既設の遮水工及び余水処理施設により、公共の水域及び地下水の汚染を防止する。（なお、遮水シート及び鋼矢板により処分場の外周に施工されており、処分場から外部への浸出水の流出を防止している。）

3. 火災の発生の防止に関する事項

- ・基本的には、埋立廃棄物は無機性のものであり、火災及びガスの発生はないと考える（表－3 参照）。また、適正な覆土を行うことで火災の発生を防止する。

4. その他災害防止に関する事項

「洪水時に対する対策」

- ・最大降水年を想定した余水量を算出し余水池の整備を行うこととし、洪水時に余水が場外へ流出することを防止する。

表-2 放流水 管理項目・基準値

管理項目		単位	基準値 (下水道の放流基準)		
生活環境項目	pH(水素イオン濃度指数)	—	5を超え9未満		
	COD(化学的酸素要求量)	mg/L	—		
	BOD(生物化学的酸素要求量)	mg/L	600未満		
	SS(浮遊懸濁物質)	mg/L	600未満		
	ノルマルヘキサン抽出物質(鉱物油類)	mg/L	5以下		
	ノルマルヘキサン抽出物質(動植物油類)	mg/L	30以下		
	T-N(全窒素)	mg/L	240未満		
	T-P(全リン)	mg/L	32未満		
	フェノール類	mg/L	5以下		
	銅	mg/L	3以下		
	亜鉛	mg/L	5以下		
	溶解性鉄	mg/L	10以下		
	溶解性マンガン	mg/L	10以下		
	全クロム	mg/L	2以下		
	ほう素	mg/L	230以下		
	ふっ素化合物	mg/L	15以下		
	放流水	健康項目	カドミウム	mg/L	0.1以下
			全シアン	mg/L	1以下
鉛			mg/L	0.1以下	
六価クロム			mg/L	0.5以下	
ヒ素			mg/L	0.1以下	
総水銀			mg/L	0.005以下	
トリクロロエチレン			mg/L	0.3以下	
テトラクロロエチレン			mg/L	0.1以下	
アルキル水銀			mg/L	検出されないこと	
PCB			mg/L	0.003以下	
有機リン			mg/L	1以下	
ジクロロメタン			mg/L	0.2以下	
四塩化炭素			mg/L	0.02以下	
1,2-ジクロロエタン			mg/L	0.04以下	
1,1-ジクロロエチレン			mg/L	0.2以下	
シス-1,2-ジクロロエチレン			mg/L	0.4以下	
1,1,1-トリクロロエタン			mg/L	3以下	
1,1,2-トリクロロエタン			mg/L	0.06以下	
1,3-ジクロロプロパン		mg/L	0.02以下		
チウラム		mg/L	0.06以下		
シマジン		mg/L	0.03以下		
チオベンカルブ		mg/L	0.2以下		
ベンゼン		mg/L	0.1以下		
セレン		mg/L	0.1以下		
その他		塩素イオン	—	—	
		よう素消費量	mg/L	220未満	
		ダイオキシン類	pg-TEQ/L	10以下	

2. 施設の維持管理

本処分場は現在も供用中であり、「一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令」に基づき、施設の維持管理を行っている。

従って、今後も現行の維持管理を継続して行い、処分場の機能を確保する。

主な施設の点検項目を表-3 に示す。

表-3 主な施設の点検項目

主な施設	内 容
埋立地内	1. 毎日1回場内を巡視し、不良箇所があれば必要な措置を講じる。
	2. 堰堤を定期的に点検し、破壊するおそれがある場合には防止措置を講じる。
	3. 飛散防止の措置。中間及び最上層に覆土を行い、飛散を防止する。
	4. 廃棄物は無機性のものであり悪臭の発生はないと考えるが、万一発生した場合は覆土処理する。
	5. ねずみ、蚊、はえ等は、廃棄物が無機性のものであるためその発生はないと考えるが、万一発生した場合は薬剤等を散布する。
	6. 廃棄物は無機性のものであり、火災及びガスの発生はないと考える。
	7. 場内に入場した車両は、タイヤ洗浄施設で洗車した後場外に出るように規制する。
	8. 場内の搬入道路には、必要に応じて散水を行い粉塵の発生を防止する。
余水処理	1. 余水は、福山市の下水道受入基準に適合していることを確認して、公共下水道管へ排出する。
	2. 放流水の水質測定は、定期的に行い毎月下水道管理者へ報告する。